

計画の性格

・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画 ・市町村地域福祉計画を支援する計画 ・県民、事業者などの協働の指針となる計画

（富山県民福祉条例第 11 条第 2 項第 1 号）

（社会福祉法第 108 条第 1 号）

計画をめぐる現状と動向

- ・人口減少（少子化の進行、晩婚化・未婚率の上昇）
- ・高齢化の進行（高齢者割合の増加、要介護・要支援認定者の増加、認知症高齢者の増加）
- ・世帯構成の変化（三世帯世帯の減少、単身世帯の増加、高齢者世帯（単身・夫婦のみ世帯）の増加）
- ・家族機能の低下、伝統的な地域支え合い機能の低下
- ・福祉・介護人材の不足、質の高い介護サービスの提供
- ・経済・雇用の不安定化（非正規雇用者の増加、生活保護世帯の増加、生活困窮者の増加）
- ・既存制度では対応できない生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題等）や複合的な課題を抱える人たちの顕在化
- ・障害者に対する理解の促進や高齢者・障害者・子ども等の権利擁護に対する意識の高まり、児童相談所への相談件数の増加（高止まり）
- ・障害者の地域移行、発達障害・難病・医療的ケア児等多様な障害への支援の拡充
- ・自然災害や感染症に備えた体制整備（避難行動要支援者への避難支援、介護サービスの安定的・継続的提供）
- ・地域共生社会の実現（地域における包括的支援体制の整備）に向けた取り組み

計画の目標

現行 ~誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築～
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

案 ~誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築～
《真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を目指して》

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害等の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活できる社会
- ③ すべての県民が身近なところで必要な医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で福祉を支えている公正で活力ある社会

（富山県民福祉条例第 3 条より）

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

計画の期間

令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度まで
(5 年間)

「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえた計画であり、本計画の推進により SDGs を推進します。



3つの施策の柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
 - 1 人に寄り添い支え合う心の醸成
 - 2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- II 福祉を担う人づくり
 - 1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
 - 2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
 - 3 地域共生社会を支える人材の育成・確保
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進
 - 1 地域における互助の推進
 - 2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化
 - 3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
 - 4 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
 - 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
 - 2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
 - 1 こどもや子育て家庭への支援等の充実
 - 2 障害児者の療育及び教育の充実
 - 3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
 - 4 在宅福祉・医療サービスの充実
 - 5 認知症の支援体制の整備
 - 6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成
 - 1 総合的な情報提供や相談機関の充実
 - 2 自然災害や感染症に備えた取り組みの促進
 - 3 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
 - 4 高齢者、障害者等の就労支援
 - 5 高齢者や障害者等の社会活動への支援

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
 - 1 権利擁護の推進
 - 2 虐待防止への総合的な取り組み
 - 3 障害等を理由とする差別の解消
 - 4 生活困窮者等を支援する体制の整備
 - 5 社会的に配慮が必要な人々への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)
- II 利用者本位のサービスの提供
 - 1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
 - 2 サービスの効率化と評価システムの活用
 - 3 地域包括ケアシステムの深化
 - 4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化
- III 支え合いネットワークの形成
 - 1 身近な地域での包括的支援体制の整備
 - 2 四層体制の共生のケアネットワークの形成
 - 3 市町村の地域福祉の推進支援